

# 著作権 契約書

## Q&A

### 第15回 ネットの「巨人」は

#### 本的大海を飲み干せるのか？

— 噂のGoogle和解の解説 —

弁護士・ニューヨーク州弁護士

福井健策

#### 1 メディアを騒がす

##### Google和解とは？

インターネット検索エンジンでは世界で圧倒的シェアを握るGoogle。そのGoogleの「ブック検索」という巨大プロジェクトがあります。古今のあらゆる書籍の全文をスキャンしてサーバーに蓄積し、誰でもその内容をネット経由で全文検索できるようにしようという計画です。蔵書提供で協力するのはハーバード大学など全米の主要な図書館。日本からも慶應大学図書館が加わっています。

同社によればデジタル化された文献はすでに700万冊。このペースで蓄積が進めば、書籍の探し方をまったく変えてしまう画期的なプロジェクトにはちがひありません。

この「ブック検索」を米国の作家協会などが訴えた集団訴訟（クラスアクション）が、昨年10月に和解しました。

#### 2 Googleは

##### 何ができるようになるのか？

まず、和解の対象となるのは2009年1月5日以前に出版/頒布された書籍や、その中の序文、歌詞、グラフィックなど。米国内での出版には限定されています。つまり、日本を含む世界中のほとんどの国の過去の書籍が対象になるのです（雑誌類は除く）。日本の国会図書館の所蔵和漢書が650万冊強だから、世界中ならば億に達するかもしれません。

著者、遺族、出版社は2009年5月5日までに「除外通知」というものを出さなければ、自動的にこの和解に拘束されます。その場合、裁

判所が和解を承認すれば、Googleは書籍・挿入物のデジタル化を継続し、以下の利用ができます。

- (1) 団体や個人へのオンライン販売（全文閲覧やコピーペースト、プリントを含む）
- (2) 公共図書館・高等教育機関による無償アクセス
- (3) ページへの広告表示
- (4) プレビューや抜粋表示 など

以上を「表示使用」といいますが、ご覧のとおりかなり広範な配信ビジネスができます。ただ、米国の権利者への大きな配慮として、刊行中・市販中の書籍はこの配信ビジネスには含まれず、権利者の通知で追加できる扱いです。

逆に、米国で市販されていない

書籍はデフォルトでこの「表示使用」に含まれ、権利者が通知するとはず

されます。本稿執筆時点では日本の書籍はかなりの有名作品でも「絶版」とみなされているようですので、配信ビジネスからははずすために個別に通知する必要があります。また、2011年4月5日までは、作品の恒久的削除も可能です（これは本の「除外」と呼ばれています）。

Googleはすでに、膨大な和解案件の説明と申し立ての受付のための専門サイトを、日本語を含む80もの言語で立ち上げています。このサイト上で権利者は自分の「アカウント」を作成でき、作品を登録したり、配信ビジネスからははずすよう指定できる仕組みです。ただ、Googleによる仕組みの説明はお世辞にもわかりやすいと言えるものではありません。

#### 3 作家は

##### 支払を受けられるのか？

こつこつ配信から得られた収益は、原則63%が権利者に支払われます。権利者の特定と分配の管理のために、「版權レジストリ」と呼ばれる非営利法人が設立され、作家と出版社同数の理事が選ばれる予定です。

なお、2009年5月5日以前にスキャンされた作品については、解決金として作品あたり60ドルなどを、権利者は受け取ることができます。請求期限は2010年1月5日。

和解の効力が及ぶのは米国内での利用（米国内からアクセスするユーザーへの販売など）だけです。当然ですが、米国内で和解が成立したからといって、Googleが日本国内でも同じように配信ビジネスができる訳ではありません。おそらく日本では、当面はこれまでと同様、検索するとごく一部の書籍が表示される程度の「ブック検索にとどまるのでしよう。裁判所は和解条件をすでに暫定承認しており、2009年7月以降に正式承認されれば和解発効となります。

#### 4 日本の作家の選択肢は？

こつこつ大さっぱに言えば、日本の作家には次の選択肢があります。

#### (1) 和解から離脱せず（除外通知）

をしなければ自然にその一部に、自分の作品の全部やその印税分を受け取る。この場合、後記の和解管理サイトで自分の「アカウント」を作成して作品の「申し立てと管理」をおこなうなど、手続をすることになります。

(2) 同じく和解にとどまりつつ、自分の作品は配信停止や削除を求める。やはり和解管理サイトで手続をおこなうこととなります。

(3) 和解から離脱する。この場合、今年の5月5日までに下記の和解管理サイトから、又は郵送にて「除外通知」を送る必要があります。するとその作家は和解とは関係がなくなるので、Googleは、その作家の作品について配信などの利用はおそろくできません。しかし、スキャンと抜粋表示程度は米国法に基づいておこなう可能性ががあります。

#### 5 離脱の期限は5月5日

この和解案、著者や出版社にとってはなかなか巧妙なボールです。作品の広い普及を望む作家はおそ

らく歓迎するでしょう。他方、作品の利用を望まない権利者がいれば、無論和解から離脱することはできません。しかしその場合には、過去のスキャンへの解決金は受け取れない上、Googleが自主的にスキャン行為を止める保証はありません。止めさせようと思えば、また別に訴訟を提起しなければならぬかもしれません。

逆に、このまま和解に乗れば、いつでも通知することで配信ビジネスから書籍をはずすことができます（なお、アメリカでのオンライン配信などを別の者に独占許諾していたり、今後独占許諾する予定の作品については、和解に乗るのであれば、2011年4月5日までに前述の恒久的削除を検討すべきです。要注意。もちろん、高率の印税配分があり、望めばいつでもはずせる以上、実際に配信停止を求めて来る権利者は少数にとどまるかもしれません。仮に配信ビジネスが十分な収益を上げられることを示せば、権利者とのパートナーシップが広がる可能性もあります。

目立つのはGoogleの和解戦略のうちです。同社が和解に費やす1億2500万ドル（約120億円）は、同社の年間売上上の1%にも

及びません。この「ささやかな投資」によって、事態はにわかに電子出版ビジネス全体の構造再編の様相を帯びてきました。

それを可能にしたのは、一部の者が共通点を持つ多数の者を代表して訴訟を起こし、訴訟の結果は利害関係者全体に及ぶという米国「クラスアクション」の特異な制度でしょう。和解によってGoogleは1000万単位の人々から配信許可を一挙に貰うのと同じ結果となる。クラスアクションのない日本ではとてもあり得ない話です。

この「挑戦」に日本のネット事業者や権利者はどう答えるのでしょうか。権利者の和解離脱や和解条件への異議の期限は5月5日です。なお、以上は概略の説明ですので、迷ったら専門家に相談しましょう。

(3月12日脱稿)

参考サイト:

Googleブック検索

<http://books.google.com/>

和解管理サイト

<http://books.google.com/books/riholders/>

もう少し詳しいコラム

[http://www.kototaiwan.com/column\\_090210.html](http://www.kototaiwan.com/column_090210.html)